

日本関節運動学的アプローチ（AKA）医学会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は日本関節運動学的アプローチ（AKA）医学会（Japanese Medical Society of Arthrokinematic Approach）と称する。
- 第 2 条 本会は事務局をひまわり整形外科内（兵庫県姫路市飾磨区今在家 4-25-1）に置く。
- 第 3 条 本会は**AKA博田法**に関する研究発表、連絡、提携及び研究の促進を図り、**AKA博田法**の進歩普及に貢献し、もって学術文化の向上、発展に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1) 研究発表会、研修会及び講演会の開催。
 - 2) 機関紙、論文、図書などの刊行。
 - 3) 内外の学術団体との連絡及び提携。
 - 4) その他前条の目的を達成するために必要な事業。

第 2 章 会 員

- 第 5 条 本会の会員は、（1）正会員、（2）準会員、（3）賛助会員、（4）名誉会員よりなる。
- 第 6 条 正会員は、日本国の医師免許を有する医師、ならびに本会の理事会にて特に認められた者で、本会の目的に賛同し、入会手続きをした者とする。入会手続きについては別に附記する。
- 第 7 条 準会員は、日本国厚生大臣または都道府県知事の認可による公的資格を持ちその資格が対象とする医業に関与する者で、本会の目的に賛同し会費を納入する者とする。
- 第 8 条 賛助会員は、本会の目的に賛同し、これを援助する個人、団体とする。
- 第 9 条 名誉会員は理事会で推薦され、総会で承認された者とする。名誉会員は入会金及び会費を要さない。
- 第 10 条 会費滞納3年に及ぶ者は退会と認める。既納会費は還付しない。会員が退会しようとする場合は、その旨を本会に届出をし、滞納中の会費を納入しなければ退会は認められない。会員としての名誉または本会の名誉を毀損した者は、除名処分をすることができる。

第 3 章 役 員

- 第 11 条 本会に理事長1名、理事23名以内（うち常任理事若干名）、会長1名、事務局長1名、監事、評議員をそれぞれ若干名おく。
- 第 12 条 本会に会頭、副理事長及び顧問を置くことができる。
- 第 13 条 役員は、正会員のうちから次により選出される。
- (1) 理事長及び会頭は理事会で選出する。
 - (2) 副理事長、常任理事、事務局長、理事は理事長の任命による。

(3) 会長は理事会の推薦により選出する。

会長の任期は前学術集会の終了の日より、担当学術集会終了の日までとする。

(4) 監事は評議員のなかから、理事会の推薦を受けて、理事長が任命する。

(5) 評議員は理事会の推薦を受けて、理事長が任命する。

(6) 顧問は理事会の推薦により選出する。

「(7) 役員はAKA-博田法標榜等許可証を有する指導医の中から選出する。」

第14条 (1) 理事長は本会を代表し、会務を掌理する。

(2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長が業務を遂行できないとき、または、欠けたときにはその業務を代行する。

(3) 常任理事は理事長を補佐し、理事長及び副理事長が業務を遂行できないときは、理事会の承認を受け、業務を代行することができる。

(4) 理事は本会の会務を執行する。

(5) 会長は学術集会を主催し運営の責任者となる。

(6) 会頭は理事会を監督し、本会の運営に助言を与えることができる。

(7) 事務局長は事務を掌理する。

(8) 監事は本会の会計及び会務の監査を行う。

(9) 評議員は、理事を補佐する。

(10) 顧問は、本会の運営に助言を与えることができる。

(11) 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(12) 役員に欠員が生じた時は補充し、その任期は前任者の残存期間とする。

第15条 本会に各種委員会を置き、各委員会は会務を分担する。委員は「AKA-博田法標榜等許可証を有する指導医の中から」 理事長が委嘱する。

委員長は、委員の互選により選出する。

第 4 章 学術集会及び会議

第16条 学術集会は年1回以上開催する。

第17条 総会は正会員をもって構成する。総会、理事会および評議員会は年1回以上開催する。

但し、総会、理事会および評議員会は、理事長が必要と認めたとき、または理事の3分の1以上の要請があつたとき、理事長が招集することができる。

理事会は、委任を含め理事の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

各会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 5 章 附 則

第18条 学術集会の演者及び機関紙に論文を投稿するものは原則として会員資格を必要とする。

非会員の発表については別に定める。

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第20条 正会員、準会員及び賛助会員の会費は別に定める。

第21条 本会則の改正は総会において、その出席会員の半数以上の同意を要するものとする。

第22条 本会則は2011年9月18日より発効する。

申し合わせ事項

- (1) 正会員、準会員の入会金は5,000円、年会費は12,000円とする。
賛助会員の年会費は10,000円とする。
- (2) 医師以外の正会員の認定は別に定める規定に基づいて行なう。
- (3) 準会員の入会は申込時に2名以上の理事の推薦を要し、理事会の承認を必要とする。
- (4) 準会員の学術集会発表、医学会誌への論文投稿は正会員との共同であることを要する。
- (5) 正会員以外の会員は総会への参加、医学会としての議決に加わることはできない。
- (6) 賛助会員の入会は理事会の承認を必要とする。
- (7) 非会員の学術集会発表、医学会誌への論文投稿は正会員との共同であることを要しその際は正会員の年会費を納入するものとする。
- (8) 入会は入会申込書に必要事項を記載し、入会金及び当該年度の年会費を添えて申し込みをする。

[医師以外の正会員の認定に関する規定]

医師以外の正会員の認定は以下の基準に基づいて行う。

- (1) AKA治療と関係の深い分野で博士号または修士号を有するか、またはそれに匹敵する研究業績のある者。
- (2) 博士または修士以外での正会員については
 - ① 学士であること。
 - ② 35歳以上であること。
 - ③ AKA治療に関する分野での10年以上の研究または教育歴を有すること。
 - ④ AKA治療に関する主論文2編以上を有すること。
 - ⑤ 関連分野での学会主演者2回以上
 - ⑥ 業績目録のコピーを添えて医学会事務局に提出する。の要件を満たした者とする。
- (3) 2名以上の理事の推薦を要する。
- (4) 入会は理事会で決定する。
- (5) 人数は会員総数の5%を超えないことを原則とする。